

小山市 指定確認検査機関提出用 事前調査書

小山市内の敷地において、建築確認申請を指定確認検査機関に提出する場合は、事前に下記の項目を調査の上、本調査書に建築計画概要書を添付して小山市建築指導課に提出してください。
受付印を受けた後、本調査書を建築確認申請書と併せて指定確認検査機関に提出してください。

記入日： 年 月 日

設計会社		担当者		電話番号	
地名地番		小山市		建築主	
項 目（◎印は建築基準関係規定）		協議・届出先		設計者調査欄	
土地利用規制関連	◎都市計画法第 29 条に基づく開発許可	都市計画課 開発指導係		要 ☐ 許可済 ☐ 検査済 ☐ 制限解除済	☐ 不要
	◎市街化調整区域内の建築制限 （都市計画法第 43 条に基づく許可）	都市計画課 開発指導係		要 ☐ 申請中・ ☐ 済	☐ 不要
	◎都市計画施設内の建築許可 （都市計画法第 53 条に基づく許可）	都市計画課 都市政策係		要 ☐ 申請中・ ☐ 済	☐ 不要
	土地地区画整理法第 76 条に基づく許可 ◎宅地造成及び特定盛土等規制法 に基づく許可	市街地整備課 都市計画課 開発指導係	要 ☐ 申請中・ ☐ 済 要 ☐ 申請中・ ☐ 許可済	☐ 不要 ☐ 不要	
景観・まちづくり関連	◎地区計画区域内における行為の届出 （都市計画法第 58 条の 2 に基づく届出）	建築指導課 審 査 係		要 ☐ 届出中 ☐ 済	☐ 不要
	2 項道路における道路後退の事前協議申請 （小山市建築行為等に係る道路後退用地の 整備要綱に基づく事前協議申請）	建築指導課 建築指導係		要 ☐ 未・ ☐ 申請中・ ☐ 済	☐ 不要
	◎屋外広告物条例に基づく許可 （栃木県屋外広告物条例第 5 条に基づく許可）	都市計画課 開発指導係		要 ☐ 申請中・ ☐ 済	☐ 不要
	小山市景観計画区域内行為の届出 （景観法第 16 条に基づく届出）	都市計画課 都市政策係		要 ☐ 届出中・ ☐ 済	☐ 不要
	小山市地区まちづくり条例に基づく届出	まちづくり推進課 まちづくり推進係		要 ☐ 届出中・ ☐ 済	☐ 不要
	小山市立地適正化計画に基づく届出	都市計画課 都市政策係		要 ☐ 届出中・ ☐ 済	☐ 不要
その他	◎バリアフリー法に基づく届出	建築指導課 審 査 係		要 ☐ 届出中・ ☐ 済	☐ 不要
	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 に基づく届出	建築指導課 審 査 係		要 ☐ 届出中・ ☐ 済	☐ 不要
	小山市中高層建築物指導要綱 に基づく事前協議	建築指導課 建築指導係		要 ☐ 協議中・ ☐ 済	☐ 不要
※ 一戸建ての住宅（高さ 10m 以下）については、網掛け部分のみチェックしてください。 ※ この調査書は、小山市が建築基準法及びその関係規定の内容を審査するものではなく、事前の協議・届出漏れがないかを 確認するためのものです。上記項目に掲げられていない関係規定についても自主的に確認してください。					
※市記入欄	受 付 印	備 考 欄			
		【道路種別】 ☐ 42 条 1 項（1・2・3・4・5）号 ☐ 42 条 2 項 ☐ 43 条 2 項（1 号認定・2 号許可）			